

「パートナーシップ構築宣言」

当社は、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携

直接の取引先を通じてその先の取引先に働きかける（「Tier N」から「Tier N+1」へ）ことにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。その際、災害時等の事業継続や働き方改革の観点から、取引先のテレワーク導入や BCP（事業継続計画）策定の助言等の支援も進めます。

a. パートナーシップ構築への貢献

- ・多くのご利用者さまを基盤としたサービス実績や内容を分析し、介護保険などでは手の届かないサービスの新たなサービスの提供を簡単な動作で実現可能となるシステムを事業化することで産業全体の持続可能性向上に貢献します。

b. レジリエントな社会づくりへの貢献

- ・高齢者のみなさまが住み慣れた地域で自分らしい生活を人生の最後まで続けるため、医療機関や他の介護事業者、自治体と連携して介護・生活支援等のサービスを提供することで、地域包括ケアシステムの実現に貢献します。

c. 地域貢献

- ・時間を有効活用したい方や地域貢献したい方に向けてすき間時間でも働ける場所を提供をしていきます

2. 「振興基準」の遵守

親事業者と下請事業者との望ましい取引慣行（下請中小企業振興法に基づく「振興基準」）を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行の是正に積極的に取り組みます。

①価格決定方法

不合理な原価低減要請を行いません。取引対価の決定に当たっては、下請事業者から協議の申入れがあった場合には協議に応じ、労務費上昇分の影響を考慮するなど下請事業者の適正な利益を含むよう、十分に協議します。取引対価の決定を含め契約に当たっては、親事業者は契約条件の書面等による明示・交付を行います。

②手形などの支払条件

下請代金は可能な限り現金で支払います。手形で支払う場合には、割引料等を下請事業者の負担とせず、また、支払サイトを 60 日以内とするよう努めます。

③知的財産・ノウハウ

片務的な秘密保持契約の締結、取引上の立場を利用したノウハウの開示や知的財産権の無償譲渡などは求めません。

④働き方改革等に伴うしわ寄せ

取引先も働き方改革に対応できるよう、下請事業者に対して、適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更を行いません。災害時等においては、下請事業者に取引上一方的な負担を押し付けないように、また、事業再開時等には、できる限り取引関係の継続等に配慮します。

3. その他

株式会社イケイケカンパニーは、多職種連携によって高齢者や障がい者の在宅支援を行い、「利用者一人ひとりに寄り添う介護」を目指していきます。また、働き甲斐と働きやすい職場の提供を行い、「感謝する気持ちや敬う気持ちを忘れずに」を経営理念とし、

介護サービス品質の向上や次世代テクノロジーの活用、研修制度などを通じ、よりよい未来を実現していくとともに、国や地域への働きかけや連携を通じ、新しい制度の構築や社会通念の醸成にも貢献していきます。

2023年9月29日

企業名） 株式会社イケイケカンパニー

役職・氏名（代表権を有する者） 代表取締役 池田 友子

（備考）

- ・本宣言は、（公財）全国中小企業振興機関協会が運営するポータルサイトに掲載されます。
- ・主務大臣から「振興基準」に基づき指導又は助言が行われた場合など、本宣言が履行されていないと認められる場合には、本宣言の掲載が取りやめになることがあります。